

1. 社会保険について

(1) 健康保険

- ① 60歳記念の同窓会では、これから、生まれ変わって頑張るぞという意見が多かったように思えますが、お互い冷静に見ると、無理があるな！と感じておりました。
吉田亮一先生の勤務される浴風会病院でお会いする比留間君の大先輩(明治高校)が「65歳を過ぎると色々な心身ともにトラブルが襲ってくるから、覚悟しておきなさい！」と予言をいただきましたが、幸いに今のところは、大きなトラブルは起こっておりませんが、残りの人生に心して臨んで行こうと思っております。
我々の最大のテーマは、吉田亮一先生(代理の比留間先生?)のご指導のもとに健康を維持することだと思っておりますが、病気になった時のために医療保険の知識を勉強しておこうと考えました。
アメリカでは、富裕層は医療保険に入り、医療が受けられますが、入れない人は医療を満足に受けられないで、オバマ大統領が誰でも医療が受けられる健康保険制度を政策にあげていました。カナダでは似たような健康保険制度があるようですが、予算がなくなると自費になるか来年まで待つように聞きました。(外国に住んだことはないです。) 保険診療を誰でも受けられる日本に生まれたことを感謝して、ある程度の負担は避けられないと思っております。

② 健康保険について

i) 個人事業主の方

これは、単純に国民健康保険(区役所又は市役所)に加入して、75歳の後期高齢者になるまで、継続して加入し続けます。
所得があると結構負担が大変ですが、市区町村によって多少の差がありますが、55万から60万円(年間)の上限があります。不動産所得がある人の国保の金額を見ると負担が重く感じております。勤務していると会社が半分負担してくれているので、同じように保険適用(自己負担3割)になるのに不公平感はありません。

ii) 給与所得の方

65歳まで(或は退職まで)は、健康保険に加入して、保険料の半分以上を給与から天引きされますが、半分について会社が負担してくれているので、有利です。70歳までは、健康保険を任意継続する制度があり、その方が、国保よりも有利な場合がありますので、社会保険事務所でご相談ください。
中小企業では、その負担に耐えられず社会保険に加入していない会社がたくさんありますが、最近になって会社は強制加入になっているから、加入しなさいと社会保険事務所から、督促されて困惑している中小企業が社会問題になっております。
また、スーパー等の流通業では、勤務時間を制限して社会保険に加入しないで良い上限で押さえているようです。

- iii) **事業所得や不動産所得のある人は、国保の負担が重いので、後期高齢者になるまでは、アルバイト(息子の会社なら、うらやましいな!)で、週3日程度働いて健康保険に加入できると良いと思います。**
不動産所得が多い方は、管理会社で社会保険に加入すると不動産所得がカウントされずに給与のみで社会保険に加入できる。これについては、合算すべきという動きは、ありますが、現在のところセーフです。

iv) 75歳から後期高齢者

後期高齢者になると住民税が保険料のベースになるので、全ての所得がカウントされて後期高齢者の保険料が決まるが、上限が60万円程度です！
病気になれば、元をとれますが、取れなくても、健康が良い！

③ 介護保険

- i) 65歳までは、制度を維持するための負担なので比較的少額です。
給与所得の方は社会保険料の表があり、国保の方は、均等割り 14,700円に所得の1.08%が国保保険料に上乘せされます。
- ii) 65歳からは、自分の負担であるとして重くなります。合計所得250万円～500万円で、第8段階になり、年間 100,000円前後になります。段階により、増減します。
先日、納付書が区役所から直接に届きました。この年齢で介護になることは通常ではないので、将来の自分の介護のための積立として考えられます。
- iii) 75歳からは、同期の気の毒な方への負担との考え方で、元気な人は掛け損になります。が、実際に80歳程度までは、2割程度の要介護になるといわれており、比較的多くはないようです。楽しい人生を満喫した人は成人病やがんで寿命が来てしまうので、要介護の人の割合は思ったほどはないようです。平均寿命100歳の時代には予算が足りないのです、負担は増え続けることが予想されます。
**気の毒な方にならない限り、元はとれないので、元をとろうと思わない！
健康が一番！**
我々が75歳になったころには、後期高齢者が40%を超えるようで、ピークの様です。介護にならないように健康に注意しましょう。後藤先生が85歳で若々しい姿に感銘しました。先生いわく「お前たち65歳になったばかりで老け込むな」とカツをいられました。ありがとうございます。

(2) 年金について

- i) 最近、同級生からの相談が年金問題に集中しており、私も健保や年金のプロではないので、一緒に社会保険事務所に同行することが多くなり、その状況を報告します。
- ii) 自営業者 65歳から基礎年金(年間80万円前後)で、年金基金に入っている、若干上乘せになる程度です。残念ながら、年金だけでは楽しい老後はないので、健康で楽しく働きましょうという結論になります。
私も同様に働ける間は頑張ります。
- iii) 給与の方 60歳から、老齢基礎年金は、給与が低ければ、基礎年金程度の80万円程度はもらえますので、もらった方が得です。

65歳から 老齢年金(繰下げ受給の可否)については、我慢すれば、70歳以降に上乘せしますと言われ、計算してもらったのですが、がまんした分を取り戻すのに82歳までかかりますと試算され、もらった方が得だという結論に達しました。上乘せは死ぬまで続きますので、長生きに自信のある人は繰下げが得です。

70歳から 老齢年金(年金支給の停止あり)は、給与所得のある人は、年金の支給停止部分があり、その上、厚生年金の保険料が徴収されてしまいます。

75歳から 掛金不要(年金支給の停止あり)には、なりますが、父親世代と比べて年金が少ないので、一緒に社会保険事務所に行った同級生はだいたい落胆して帰っていきますので、元気で働こうと慰めることが多いのが現実です。
- iv) 給料が高いと年金が停止されて老齢基礎年金部分の90万円ぐらいです！
事業・不動産所得の給与以外の所得は、年金停止の原因にはならない！

(3) 私見として

- ① 今後は、年金だけの老後は難しい方々が増えてくることが予想され、生活保護といっても、役所は簡単にはくれません。
父母の時代は、戦中、戦後の動乱で国をあてにせず、頑張ってきた世代で、高度成長期でも、あったので、財産を持っておられる方が多いので、贈与の特例のように、如何に次世代に早く、財産を渡して、消費させるかに国の姿勢がでています。
父母から相続する財産や自分で残した財産をストックからフローになるようにすれば、多少余裕ができるようにできる可能性があると思っております。
後期高齢者として、楽しく生活するには、健康第一で、認知症にならないようにそこそこ頭脳を使ってバイトして給与を少し頂いて、年金をフルに支給を受けて、不動産賃貸所得が少々あって、上場株式の配当金が少々あって、収入の蛇口は、チョロチョロが良いから、たくさんあるようなイメージが最高です。
- ② 保険会社の試算で、老後に必要な金額を過剰に煽って、若い世代から年金保険に加入させようと魅力的なパンフレットがあふれていますが、老後の30年から40年の生活費を単純に積算していけば、1億円みたいな話になって、若い時から、積み立てる必要があるかのように言っておりますが、疑問をもっております。
老後にフロー（収入）があれば、夫婦二人の生活費はそれほど贅沢をするわけでもなく、それほど量もいらぬし、チョロチョロ湧く資産があれば、それに年金等を足して生活を調整できると思えますし、残ったら子供たちにフローの資産を残せるという気がします。

2. 相続

(1) 遺産分割手続

- ① 戸籍謄本の事前確認
相続人を確定するのに、戸籍謄本を確認しますが、養子等の届け出がしてない場合もあり、親が再婚の場合、相続人から外れてしまう場合もあるので、要注意です。
孫を養子にする場合、基礎控除が増えたり、税率が下がったり、世代を1つ飛ばす効果があり、よく使われます。
- ② 遺言
普通証書遺言は、必要な①遺言という記載②日付③自署押印(実印)④遺言内容を書いた文書を便箋に詰めて封をして、割り印をすれば、できます。開封は裁判所の検認を受けて開封します。
公正証書遺言は公証役場(各区にあり、どこでも良い)で、公証人(元判事や元検事)が作成してくれます。作成すると公証役場に永久保管されます。
遺言があっても、それにかかわらず、遺産分割協議も可能です。
- ③ 遺産分割協議
相続人が協議して話し合いで決定して、遺産分割協議書を作成する。
実印で自署押印する。
- ④ 代償相続
相続財産が分けようがない場合に、代わりに代償金を支払うこと。
- ⑤ 相続放棄は、負債が多いときにされますが、ドキとしたことがありました。兄弟の相続人が放棄をした場合に知らぬ間に相続人に格上げされ、同様に期限内に放棄手続きをしておかないと**その債務を背負い込む**こととなります。
また、限定相続は債務を先に弁済して残った財産を相続するという方法で一見ラッキーと思いますが、税務上は土地などの財産を時価で譲渡したこととされ、後で所得税が追いかけてくる場合があるので注意してください。

(2) 贈与

- ① 暦年贈与
暦年課税の場合において、直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した受贈者(20歳以上の者)については「特例税率」を適用する。
新世代に早く贈与して財産を消費や投資に回したいという政治的要請?
しかし、暦年贈与をうまく利用することがお勧めです。
年数および人数を工夫して贈与する。
例えば、古いアパートを贈与するとその後の不動産収入は子の収入にできる。
- ② 相続時精算課税
60歳以上の父母や祖父母が20歳以上の贈与者の推定相続人である子や孫に贈与する場合に2500万円の特別控除を控除した後の金額に、一律20%の税率の贈与税を払うと生前に名義を変えることができます。
相続発生時には、贈与時の時価を加算して相続税を精算する制度です。
贈与者からの110万円の基礎控除は贈与後はできない。
- ③ 住宅資金等資金の贈与税
父母や祖父母などの直系尊属からの贈与により、居住用の家屋を新築等の対価に充てるための金銭を取得した場合に1000万円(省エネ等住宅は1500万円)の控除ができます。
- ④ 教育資金の一括贈与
教育資金に充てるため、信託会社との教育資金管理契約に基づき、1500万円までの金額については、贈与税の課税価額に算入されない。30歳に達して、残額がある場合は贈与とされる。

(3) 個別財産について

- ① 平成初期のバブル時代に都心部の宅地等を売却して多額の現金を定期預金として持つか、貸家として持つか、悩んでいる人が多かったのですが、どちらが良いのか結論は個人の考え方によります。

定期預金とした方々は預金利息で海外旅行へ行ったりして、楽しい生活を送っており、貸家にした方々は指をくわえて羨ましく思っていました。

定期預金派の方は、しばらくすると、預金金利が下がって、銀行や保険会社の投資商品に手を出して、だいぶ損失を被り、がっかりしておりました。一方、貸家にした方は、家賃はインフレにスライドしていきますが、そんなに所得が上がるわけではないので、そこそこの生活で我慢をしており、継続してそこそこの生活を維持しており、ありとキリギリスのような話になりました。

財産をどのようなものとして残すか、また、維持できるか良く考える必要があります。高度成長期のような郊外の豪邸を検討すると次のようになります。

i) 子供たちは独立して夫婦2人で住むには大きすぎ、維持費や固定資産税等も、重くなっている。

ii) こどもたちは、都心のマンションに住んでいるので、戻って来そうもない。

iii) ストックとしては、価値があるが、収入のようなフローが期待できない。

iv) まだ、ローンが残っている。

さあ、どうしましょう！ 先ずは、自分たちに必要な財産の構成を考えましょう。

② 個別の相続対策

i) 金融資産

銀行預金 名義預金と印鑑

配偶者や子の名義を実質、父親の預金だと課税してきますので、自分のであることを証明できるように準備しておいてください。

上場有価証券 含み損失は気にせず長期保有で配当金を期待する！ 含み損はそれだけ節税したと考えれば腹も立ちません。(ただし、いい会社であることが条件)

ii) 不動産の取得と活用

大和ハウス、セキスイ、旭化成の節税効果

3社とも、業績が絶好調ということは、地主のみなさんがゼロ金利の恩恵で貸家を建設しているので、将来の入居者の争奪戦になると思われる。

しかし、節税効果は即効性があります。例えば、2億5000万円の建物は相続税評価は4000万円程度になり、貸家はさらに30%引きの2800万円で当初の2億5000万円から2800万円と2億2200万円の節税効果があります。

タワーマンション

タワーマンションも1億円のマンションが1500万円程度になり、8500万円の節税効果があり、3つも、購入された方がおられますが、やりすぎと思いません。

リースマンションの最近の復活→おすすめできない

即効性のある相続対策では、ありますが、慎重にする必要があります。

やりすぎに注意！

iii) 小規模宅地の減額

特定居住用宅地等は330㎡まで80%引き、特定事業用宅地400㎡も併用で80%引き、あるいは貸付事業用宅地等200㎡まで50%引きも、**相続税効果が大きい**です。

自宅 二世帯住宅(区分所有では、だめ)、老人ホーム(分譲型はダメ)

事業用 貸付事業はダメ。

同族会社の事業用地

継続不動産賃貸

財産債務調書の提出が財産価額3億円、収入で2000万円という枠は良くできていると思います。自宅だけでも、相続税が出ると銀行等が煽っていますが、小規模宅地の特例を適用すると3億円程度の財産だと相続税が出ないケースが多いです。(この特例を受けれないと出ますよ。)

iv) 同族会社

経営者からの借入金が5000万円以上とかいう決算書が意外とあってびっくりします。回収できないような場合」でも、それを証明できないと相続財産になってしまうので対策が必要です。

同族株主の実態がよくわからない会社も多いですので、整理整頓しておいてください。